



栃木県公報

令和6(2024)年
4月2日(火)
第493号

目次

告示

- 看護師養成所の指定..... 295
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 295
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 296
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 296
○土地改良区合併の認可..... 297

公告

- 栃木県総合文化センターの利用料金の承認..... 297

告示

栃木県告示第211号

保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第11条の規定により、次の看護師養成所について、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第3号の規定により指定したので告示する。

令和6(2024)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	看 護 師 養 成 所 の 名 称	看 護 師 養 成 所 の 所 在 地
令和6(2024)年4月1日	さくら看護専門学校	栃木県宇都宮市春日町16番4号

(医療政策課)

栃木県告示第212号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
0970203808	株式会社シーヒューマン 代表取締役 中芝 廉	ケアセンター足利	足利市芳町42-1	令和6 (2024)年 3月1日	訪問介護
0970900924	合同会社みはなや 代表社員 遠島 身和子	合同会社みはなや	真岡市田町1629番 地2	令和6 (2024)年 3月1日	訪問介護
0971301833	合同会社ぽかぽか 代表社員 田代 真由美	合同会社ぽかぽか	那須塩原市湯宮 630番地	令和6 (2024)年 3月1日	訪問介護
0962790085	株式会社オガワ	アットホーム訪問	芳賀郡市貝町赤羽	令和6	訪問看護

	代表取締役 小川 壽夫	看護リハビリステーション	3647番地1	(2024)年 3月1日	
0970203816	株式会社シーヒューマン 代表取締役 中芝 廉	訪問看護ステーションベル	足利市芳町42-1	令和6 (2024)年 3月1日	訪問看護
0970803235	合同会社ことは 代表社員 上岡 昌枝	訪問看護ステーションことは	小山市東間々田 2-23-2	令和6 (2024)年 3月1日	訪問看護
0971301841	株式会社ワールドステイ 代表取締役 笠原 徹	デイサービスセンター春日和黑磯	那須塩原市埼玉字 稲村6番1378	令和6 (2024)年 3月1日	通所介護

栃木県告示第213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年4月2日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0962790085	株式会社オガワ 代表取締役 小川 壽夫	アットホーム訪問 看護リハビリステーション	芳賀郡市貝町赤羽 3647番地1	令和6 (2024)年 3月1日	介護予防訪 問看護
0970203816	株式会社シーヒューマン 代表取締役 中芝 廉	訪問看護ステーションベル	足利市芳町42-1	令和6 (2024)年 3月1日	介護予防訪 問看護
0970803235	合同会社ことは 代表社員 上岡 昌枝	訪問看護ステーションことは	小山市東間々田 2-23-2	令和6 (2024)年 3月1日	介護予防訪 問看護

(高齢対策課)

栃木県告示第214号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年4月2日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録の 年月日	特定行為 の種類別
	氏名又は 名称	住所又は 主たる事務所の 所在地	名称	所在地		
092600013	社会福祉法人足 利むつみ会	足利市利保町 49-4	セルプみなみ	足利市県町 1507	令和6 (2024)年 3月19日	気管カ ニューレ内 部の喀痰吸 引 胃ろう又は

腸ろうによる
経管栄養

(障害福祉課)

栃木県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

- 認可年月日
令和6(2024)年4月1日
- 合併により設立する土地改良区の名称
うつのみや西部土地改良区
- 合併により解散する土地改良区の名称
新里土地改良区
城山土地改良区
姿川土地改良区
上飯田土地改良区
下飯田土地改良区

(農地整備課)

公 告

○栃木県総合文化センターの利用料金の承認

栃木県総合文化センター設置及び管理条例（平成3年栃木県条例第2号）第9条第2項後段の規定により令和6(2024)年4月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則（平成3年栃木県規則第26号）第19条の規定により公告する。

令和6(2024)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

1 ホール、会議室等の利用料金

利用区分		利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
		平日	33,000円	61,600円	83,600円
メ イ ン ホ ール	入場料を徴収しない場合	土曜日、日曜日及び休日	41,300円	77,100円	103,000円
		平日	42,800円	80,000円	106,000円
メ イ ン ホ ール	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日	53,600円	100,000円	134,000円
		平日	49,500円	92,400円	124,000円
メ イ ン ホ ール	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日	61,800円	114,000円	155,000円
		平日	66,100円	121,000円	166,000円
メ イ ン ホ ール	3,000円を超え5,000円以下	平日	66,100円	121,000円	166,000円

ル	下の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日	82,600円	152,000円	207,000円	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	82,600円	152,000円	207,000円	
土曜日、日曜日及び休日		102,000円	191,000円	260,000円		
サブホール	入場料を徴収しない場合	平日	12,600円	23,600円	31,900円	
		土曜日、日曜日及び休日	15,600円	29,600円	40,000円	
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,300円	30,700円	41,700円	
		土曜日、日曜日及び休日	20,500円	38,300円	52,200円	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,000円	35,400円	48,100円	
		土曜日、日曜日及び休日	23,700円	44,400円	60,200円	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	25,200円	47,300円	64,300円	
		土曜日、日曜日及び休日	31,600円	59,100円	80,300円	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,600円	59,100円	80,300円	
		土曜日、日曜日及び休日	39,500円	74,000円	100,000円	
	第1楽屋～第4楽屋、第10楽屋～第11楽屋（1室について）			770円	980円	1,330円
	第5楽屋～第9楽屋（1室について）			2,230円	3,020円	3,700円
第12楽屋～第13楽屋（1室について）			980円	1,330円	1,670円	
特別会議室			15,500円	20,800円	26,000円	
第1会議室			12,000円	15,900円	20,000円	
第2会議室			7,410円	9,900円	12,300円	
第3会議室～第4会議室（1室について）			6,730円	8,990円	11,100円	
第1和室～第2和室（1室について）			1,900円	2,570円	3,130円	
音楽練習室			4,710円	6,280円	7,860円	
古典芸能練習室			2,790円	3,700円	4,710円	
演劇練習室			4,360円	5,830円	7,290円	
リハーサル室			7,630円	10,100円	12,600円	

備考

- 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいい、入場料に2以上の区分がある場合は、そのうちの最高の額をいう。
- やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額

は、3ホール、会議室等の時間外利用料金のおりとする。

5 メインホール又はサブホールを、専ら準備、片付け又はリハーサルのために利用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

6 平日にメインホールの1階席(846席)のみを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

7 令和7(2025)年1月31日までに1月にホールを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。

8 利用日の60日前から14日前までにホールの利用を申込み場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

9 ホールを利用する場合で、当該利用日の60日前から前日までの期間に当該利用のためにリハーサル室及び練習室を利用する場合のリハーサル室及び練習室の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

10 5から9までの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 ギャラリー

利用区分		利用時間	午前9時から午後7時まで		
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
第1ギャラリー			9,760円	19,400円	
			6,730円	13,300円	
第2ギャラリー			11,700円	23,500円	
			28,320円	56,400円	
第4ギャラリー	全部の利用		18,880円	37,600円	
			9,440円	18,800円	
	一 部 の 利 用	2/3の利用		9,440円	18,800円
				18,800円	37,600円
	1/3の利用		9,440円	18,800円	
			18,800円	37,600円	

備考

1 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 やむを得ない理由により午前9時前又は午後7時後に利用する場合の利用料金の額は、4ギャラリーの時間外利用料金のおりとする。

3 令和7(2025)年1月31日までに1月にギャラリーを利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。

4 利用日の60日前から14日前までにギャラリーの利用を申込み場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

5 3及び4までの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 ホール、会議室等の時間外利用料金

利用区分	利用時間区分	午前9時から正午まで利用時の前後の時間	午後1時から午後5時まで利用時の前後の時間	午後6時から午後10時まで利用時の前後の時間

メ イ ン ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	6,600円	9,240円	12,540円	
		土曜日、日曜日及び休日	8,260円	11,560円	15,450円	
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	8,560円	12,000円	15,900円	
		土曜日、日曜日及び休日	10,720円	15,000円	20,100円	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,900円	13,860円	18,600円	
		土曜日、日曜日及び休日	12,360円	17,100円	23,250円	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	13,220円	18,150円	24,900円	
		土曜日、日曜日及び休日	16,520円	22,800円	31,050円	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	16,520円	22,800円	31,050円	
		土曜日、日曜日及び休日	20,400円	28,650円	39,000円	
	サ ブ ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	2,520円	3,540円	4,780円
			土曜日、日曜日及び休日	3,120円	4,440円	6,000円
1,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	3,260円	4,600円	6,250円	
		土曜日、日曜日及び休日	4,100円	5,740円	7,830円	
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	3,800円	5,310円	7,210円	
		土曜日、日曜日及び休日	4,740円	6,660円	9,030円	
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	5,040円	7,090円	9,640円	
		土曜日、日曜日及び休日	6,320円	8,860円	12,040円	
5,000円を超える入場料を徴収する場合		平日	6,320円	8,860円	12,040円	
		土曜日、日曜日及び休日	7,900円	11,100円	15,000円	
第1楽屋～第4楽屋、第10楽屋～第11楽屋（1室について）			150円	140円	190円	
第5楽屋～第9楽屋（1室について）			440円	450円	550円	
第12楽屋～第13楽屋（1室について）			190円	190円	250円	
特別会議室			3,100円	3,120円	3,900円	
第1会議室			2,400円	2,380円	3,000円	
第2会議室			1,480円	1,480円	1,840円	
第3会議室～第4会議室（1室について）			1,340円	1,340円	1,660円	

第1和室～第2和室（1室について）	380円	380円	460円
音楽練習室	940円	940円	1,170円
古典芸能練習室	550円	550円	700円
演劇練習室	870円	870円	1,090円
リハーサル室	1,520円	1,510円	1,890円

備考 この表の時間外利用料金の額は30分当たりのものである。

4 ギャラリーの時間外利用料金

利用区分		利用時間	午前9時から午後7時の前後の時間	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
第1ギャラリー			580円	
				1,160円
第2ギャラリー			400円	
				790円
第3ギャラリー			700円	
				1,410円
第4ギャラリー	全部の利用		1,680円	
				3,360円
一部の利用	2/3の利用		1,120円	
				2,240円
	1/3の利用		560円	
				1,120円

備考 この表の時間外利用料金の額は30分当たりのものである。

5 附属設備及び器具の利用料金

分類	名 称	施 設 区 分	単 位	利 用 料 金
舞	所作台	メインホール	式	8,990円
		サブホール	式	6,170円
	松羽目	ホール	式	1,440円
	竹羽目	ホール	式	2,570円
	毛せん	ホール	枚	180円
		練習室、リハーサル室	枚	100円
	高座用布団	共通	枚	270円
	平台	共通	台	150円
	音響反響板	メインホール	式	6,730円
	オーケストラピット	メインホール	式	6,730円

台	指揮者台	ホール	台	320円
	指揮者用譜面台	ホール	台	220円
附	譜面台	共通	台	100円
	バンドディレクターシステム	共通	式	530円
属	コントラバス用椅子	共通	脚	100円
設	演台	メインホール	式	710円
		サブホール	式	660円
備	司会者台	ホール	台	270円
	大太鼓	共通	式	1,110円
及	金屏風	ホール	双	1,780円
	銀屏風	ホール	双	1,780円
び	鳥の子屏風	ホール	双	1,780円
	地拵	ホール	式	1,440円
器	紗幕	ホール	式	1,330円
具	紅白幕	メインホール	式	1,110円
	浅黄幕	メインホール	式	1,110円
	定式幕	メインホール	式	1,110円
	ジョーゼット幕	ホール	式	1,330円
	ビニール Horizont 幕	ホール	式	1,330円
	鳥屋囲	メインホール	式	1,110円
	金砂子囲	ホール	式	2,230円
	バレエ用シート	メインホール	式	11,100円
		サブホール	式	5,610円
		リハーサル室	式	8,990円
仮設能舞台	ホール	式	17,800円	
ドライアイスマシーン	ホール	台	1,670円	
フットライト	メインホール	列	880円	
	花道フットライト	メインホール	列	530円
	ローア Horizont ライト	メインホール	列	1,330円
		サブホール	列	1,110円
ボーダーライト	メインホール	列	1,230円	
	サブホール	式	1,230円	

照 明 附 属 設 備 及 び 器 具	中アッパーホリゾントライト	メインホール	列	2,000円
	アッパーホリゾントライト	メインホール	列	3,130円
		サブホール	列	1,780円
	フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740円
	第1シーリングスポットライト	メインホール	列	2,790円
	第2シーリングスポットライト	メインホール	列	5,610円
	第5シーリングライト	サブホール	列	2,240円
	第6シーリングライト	サブホール	列	1,480円
	コンダクタースポットライト	メインホール	台	650円
	センターピンスポットライト	メインホール	台	2,790円
	ピンスポットライト	サブホール	台	1,110円
	エリプソイダルスポットライト	ホール	台	510円
	電動ピンスポットライト	メインホール	台	1,110円
	スポットライト (500W)	ホール	台	220円
	スポットライト (1KW)	ホール	台	320円
	スポットライト (1.5KW)	ホール	台	430円
	スポットライト (2KW)	ホール	台	530円
	ストリップライト (6灯用)	ホール	本	220円
	ストリップライト (12灯用)	ホール	本	320円
	エフェクトマシーン	ホール	台	1,110円
	ミラーボール	ホール	式	1,110円
	ストロボ	ホール	台	1,670円
	星球	ホール	式	1,110円
波マシーンエフェクトライト	ホール	式	1,110円	
音 響 附	拡声装置	メインホール	式	4,150円
		サブホール	式	3,360円
		会議室 (マイク込)	式	2,230円
		練習室、リハーサル室 (マイク込)	式	530円
	はね返りスピーカー	ホール	本	530円
	移動ステージスピーカー	ホール	本	1,110円
	3点吊マイクロホン装置	ホール	式	1,110円

属 設 備 及 び 器 具	ワイヤレスマイク	ホール	本	2,000円
	コンデンサーマイク	ホール	本	1,560円
	ダイナミックマイク	ホール	本	1,110円
	ポータブルマイクシステム	共通	式	530円
	マイクスタンド	共通	本	100円
	音響移動卓	ホール	台	1,330円
	カセットテープレコーダー	共通	台	1,110円
	CDプレーヤー	共通	台	1,110円
	MDプレーヤー	共通	台	1,110円
	オープンテープレコーダー	共通	台	1,670円
	ダイレクトボックス	ホール	台	620円
	ライン入出力	ホール	回線	310円
	マルチケーブル	ホール	式	510円
	そ の 他 の 附 属 設 備 及 び 器 具	ビデオカメラ	共通	台
ビデオモニター		共通	台	2,230円
モニターテレビ		共通	台	510円
スクリーン（移動式）		共通	台	530円
ピアノ（外国製グランド）		ホール	台	11,100円
ピアノ（国産グランド）		ホール	台	5,610円
		音楽練習室、リハーサル室	台	1,670円
アップライトピアノ		共通	台	1,250円
ポジティブオルガン		共通	台	5,610円
持込器具電源利用料		ホール	500W	220円
移動式ステージ		共通	台	150円
液晶プロジェクター		共通	台	1,330円
DVDプレーヤー		共通	台	1,110円

備考

- 1 利用料金の額は、1ホール、会議室等の利用料金の表に定める利用時間区分（ギャラリーにあっては、利用時間。以下「利用時間区分」という。）ごとの額とする。
- 2 利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、3時間を単位（3時間に満たない時間は、3時間とみなすものとする。）としてこの表で定める額（ギャラリーにあっては、この表で定める額に100分の40を乗じて得た額）とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 施設区分欄における「共通」とは、ホール、会議室、練習室、和室及びリハーサル室をいう。
- 4 「持込器具電源利用料」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量500W毎に徴収するものとする。

る。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

(文化振興課)